

令和7年度中央農業高等学校いじめ防止基本方針

富山県立中央農業高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等の為の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 県内全域から生徒が学びに来ている。
- ・ 全生徒の約82%が、学校敷地内にある寮で共同生活を送っている。
- ・ 小中学校でいじめを受けた経験や、それが原因で不登校になった経験を持つ生徒が見られる。
- ・ 携帯（スマートフォン）所持率が約95%を占めている。

2 課題

- ・ 寮での対人トラブルやストレスが多くなる傾向がある。
- ・ 対人トラブルを抱えた場合、寮では相手と距離を取りづらい。
- ・ 寝食を共にしているため、寮生活の中で一度孤立してしまうと、長期間に渡ってその状態が続きやすい。
- ・ 集団生活上のモラルを守れない生徒が見られる。
- ・ 抱えているストレスを自分より弱い生徒に向けてしまうことがある。
- ・ 嫌なことをされても「嫌だ」と言えず、がまんをして、被害を訴えない場合が見られる。
- ・ 言葉づかいや物の扱いがだらしくなったり、乱暴になったりすることがある。
- ・ 「からかい」や「ふざけ」などをコミュニケーションととらえる生徒が見られる。また、その延長として行き過ぎた行為に及ぶ事がある。

- ・スマートフォンの利用に関連した問題が少なからず見られる。
- ・私物の管理意識の低さに起因するトラブルが見られる。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等の対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「**いじめ防止委員会**」を設置する。

○構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、寮務主任、農場主任、各学年主任、関係学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、部活動指導者等
- ※必要に応じて、心理や福祉の専門家(SC、SSW等)、P T A役員、学校評議員。
- 事案対応時には、弁護士等の外部専門家や部活動指導者を必要に応じて追加。

○役割

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ② 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ③ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修会）
- ④ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ⑤ 発見されたいじめ事案（重大な事案を含む）への対応と共通理解
- ⑥ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ⑦ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑧ いじめ及びいじめの疑いの事案への対応
- ⑨ いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を加え対応にあたる）
※重大な事案については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
- ⑩ 本校いじめ防止基本方針の点検・見直し
※実効性のある指導体制を確立し、学校を挙げた対応を心がけ、実践的な校内研修を実施する。

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識で、いじめの未然防止に取り組む。
未然防止のため、学校における基本姿勢を以下に掲げる。

- ① 早期発見に努める。
- ② いじめを受けた生徒は、学校が絶対に守り通すという姿勢を示す。
- ③ いじめは絶対に許さないという姿勢を示す。

○具体的な対応策

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与え、自己存在感を認識する、共感的な人間関係を育てる等）に努める。
- ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を高め、学級での居場所作りに努める。
- ④ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスターを掲示すること、いじめ問題について考え、話し合うH R等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤ 道徳教育を始めとする教育活動全般を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑥ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

- ⑦ 学校として特に配慮が必要な生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。
※特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等
- ⑧ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。
- ⑨ いじめを受けたら、どう対応するのか生徒たちに周知する。
- ⑩ どのような行為がいじめの範疇に入るのか、例を示して理解させる。
- ⑪ 保護者に各家庭でも防止に努めてもらうよう協力を求める。
- ⑫ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス解消方法の講習会を設けるなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑬ 視聴覚教材や講演会等により、いじめ防止の意識を生徒も教員も高めていく。
- ⑭ 道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑮ 授業や実習において、生徒たちに「声かけ」を常に行う。(仲間意識を持たせる)
- ⑯ クラス以外でも居場所ができるようにし、部活や課外活動等を活発にし、様々な面で居場所や活躍の場をつくる。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

○ 具体的な対応策

- ① 朝学習やS T時、生徒の様子や視線に目を配り、気になれば声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
 - ② 休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲には、十分配慮する。
 - ③ 個人面接を積極的に行い、クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。
 - ④ 学級日誌、生徒との雑談、普段の授業、農場実習等から情報を収集し、些細な事でも学年主任や生徒指導主事に伝え、教職員間でその共有を図る。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
 - ⑤ アンケート調査（いじめ調査）や教育相談（個人面談）を定期的に行い、早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは全て、速やかに（当日中に）、学年主任を通して生徒指導主事・管理職、そして、「学校のいじめの問題に取り組むための組織」に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
- ※アンケート原本及び面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた一覧等の資料は5年間保存する。
- ⑥ 保護者や地域、生徒自身からの情報を得るための相談窓口を周知する。
 - ⑦ 授業の開始時、授業中の様子を細かく観察する。
 - ⑧ ネットいじめについては、把握しづらい面があるので、できる限りの情報収集等に努め、サイト管理者への削除要請を行うとともに、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察と連携して対応する。
 - ⑨ 本人や周囲の生徒が相談しやすい場を設置(環境づくり)する。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を行う。同時に「学校のいじめの問題に取り組むための組織」を活用して、関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。

○ 具体的な対応策

- ① 被害生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行い、いじめ行為に対し十分に反省させる機会の確保と指導を行う。いじめられた生徒の周囲への対応に当たってはいじめられた生徒自身の意向を優先することを基本とする。また、観衆・傍観者へのいじめの認識をしっかりと持たせる。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等へも連絡する）
- ⑤ 被害生徒、加害生徒の保護者に対し、学校が把握した事実及び対応策等について、迅速かつ丁寧に連絡する。被害生徒の保護者には、生徒をあずかる責任上からの謝意を示し、加害生徒の保護者には、生徒の反省の上に成り立つ心の成長を、共に協力して図っていく支援の姿勢を明らかにする。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ 被害生徒に対しては、当該生徒の良さや優れていることを認め、励まし、自分のもっている力を学校生活の中で伸ばせるように具体的にアドバイスし、自信が持てるようにする。
- ⑦ 加害生徒に対しては、被害生徒の意向に沿い、心から謝罪できるように指導する。また、いじめの背景にある自分の心情や、集団内等での立場を振り返らせたりしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。さらに、当該生徒の良さを認め、学校生活全体を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせるよう努める。
- ⑧ 学校内の座席や、グループ、係活動の分担などに配慮したり、開かれた学級集団づくりを進めたりし、被害生徒の授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係作りを支える。また、教員が全員で見守っていることを示す。
- ⑨ カウンセリングの実施等きめ細かな心のケアに努め、相談しやすい環境を整える。
- ⑩ いじめを継続させないための弾力的な対応をとる。緊急避難的措置として欠席が適切と認められる場合には、学習に支障を生じることのないように課題を与えたり、家庭訪問して指導したりするなどの必要な措置を講ずる。
- ⑪ ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことでいじめの書き込み等の削除、拡散の防止に努める。生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるときは、早い段階で警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめの再発には細心の注意を払い、さらには、いじめの加害生徒と被害生徒が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど形態を変えていじめが継続することを防ぐ。また、類似のいじめの発生防止に努める。

○ 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。

- ②お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、自ら考えたり、指導したりする機会を設ける。
- ④ 生徒会活動等において、いじめの問題について話し合う機会を設ける。
- ⑤ いじめを許さない姿勢を毅然と示すことにより、再発を防ぐ。気になる事象があれば、全職員に周知・共有する。
- ⑥ いじめを安易に解決したと捉えることなく、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な指導を行う。
 - ※いじめが「解消している」状態の判断
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月）止んでいること
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑦ 生徒の変化を定期的に確認・検証し、生徒の具体的な様子の変化を共有する機会を常につくる。必要に応じて被害生徒への支援策、加害生徒への指導を修正し、柔軟なアフターケアを継続して行う。
- ⑧ 加害生徒、被害生徒双方の保護者との連携・協力体制を確立する。
- ⑨ 「学校いじめ防止基本方針」や「学校のいじめの問題に取り組むための組織」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であること
を生徒が認識できる取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

○ 具体的な対応策

- ① 本校のいじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。（入学時や各年度の開始時に学校基本方針の内容を説明する）
- ② 家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ 家庭でのサインをしっかりと観察してもらう。
- ④ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決を図るとともに、指導体制を組む。
- ⑤ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校関係者全員と地域ぐるみで対策を進める。
（PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等）
- ⑥ 保護者に対して、スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機等を使ったSNS（ソーシャルネットワークサービス）などのネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について周知を図り、情報機器の使用やネットの利用におけるマナー、約束、ルール作りについての啓発活動を行う。
- ⑦ 家庭や地域からの報告、連絡、相談が入りやすくするために、透明性が高く、コミュニケーションが取りやすい学校作りを行う。

Ⅳ 年間計画

いじめ防止に向けた取組						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4月	○		○（全員対象）		○防止週間 ※校内放送、生徒 玄関等での呼 びかけ	学校基本方針 の説明 (入学式・始業式)
5月		○	○（個別面接）			PTA総会 (保護者へ の啓発)
6月						公開・互見授業
7月	○ ※1学期の評価	○		○（生徒）		
8月				○（教員）		
9月	○		○（全員対象）		○防止週間 ※標語・ポスタ ー等による 啓発	
10月						
11月						公開・互見授業
12月	○ ※2学期の評価	○	○（個別面接）	○（生徒）		
1月					○防止週間 ※校内放送、生 徒玄関等での 呼びかけ	
2月		○	○（全員対象）			
3月	○ ※学年末の評価					
備考	・定例5回 ・緊急時には 随時対処			・年度内 2回実施		・外部講師に よる講演等

面接週間、クラス行事